

医療施設調査についてのよくあるご質問

- Q.1 「医療施設静態調査」と「医療施設動態調査」は何が違うのですか。1
- Q.2 施設数及び病床数の「人口10万対」とはどういう意味ですか。1
- Q.3 従事者数の「常勤換算」とはどういう意味ですか。1
- Q.4 医療施設調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。1
- Q.5 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。1
- Q.6 医療施設静態調査では、調査対象施設の名簿情報としてどのようなものを使用していますか。2
- Q.7 調査票に回答が記載されていなかったり、記載内容に矛盾や外れ値があつたりした場合、どのように集計されますか。2
- Q.8 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。2
- Q.9 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。2
- Q.10 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないよう、何か対策をしていますか。3
- Q.11 医療施設静態調査で調査している検査等の実施状況の「患者数」と社会医療診療行為別統計で集計している検査の「実施件数」及び「回数」の違いは何ですか。3
- Q.12 医療施設静態調査では、どのような行政記録情報が用いられていますか。3
- Q.13 令和2年医療施設調査で病院票、一般診療所票及び動態調査票の「診療科目」の一部の項目が変更されたのはなぜですか。3
- Q.14 令和2年医療施設静態調査で「受動喫煙対策の状況」の一部の項目が変更されたのはなぜですか。4
- Q.15 令和2年医療施設静態調査で「医療安全体制」に「医療放射線安全管理」の項目が追加されたのはなぜですか。4
- Q.16 令和2年医療施設静態調査で病院票の「科目別医師数（常勤換算）」を把握する項目が削除されましたが、今後このような科目別医師数に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。4
- Q.17 令和2年医療施設静態調査で病院票の「緩和ケアの状況」の一部の項目が変更されたのはなぜですか。5
- Q.18 令和2年医療施設静態調査で病院票および一般診療所票の「手術等の実施状況」に「帝王切開を除く無痛分娩（再掲）」の項目が追加されたのはなぜですか。5

Q.19 令和2年医療施設静態調査で病院票および一般診療所票の「検査等の実施状況」で「CT」を細分化したのはなぜですか。 ..	5
Q.20 令和2年医療施設静態調査で病院票および歯科診療所票の「歯科設備」の項目を変更したのはなぜですか。 ..	5
Q.21 令和2年医療施設静態調査で病院票および一般診療所票の「従事者」で「公認心理師」の項目を追加したのはなぜですか。 ..	5
Q.22 令和2年医療施設静態調査で歯科診療所票の「技工物作成の委託の状況」で項目を変更したのはなぜですか。 ..	6
Q.23 令和2年医療施設静態調査で歯科診療所票の「歯科技工室」を削除したのはなぜですか。 ..	6
Q.24 令和2年医療施設静態調査で歯科診療所票の「歯科用アマルガムの保有状況」を削除したのはなぜですか。 ..	6
Q.25 令和2年医療施設静態調査で病院票に「歯科訪問診療の受け入れの有無」の項目が追加されたのはなぜですか。また、歯科診療所票の「在宅医療サービスの実施状況」を「医療保険等による在宅サービス」と「介護保険による在宅サービス」に項目を細分化し、さらに「介護保険施設の協力歯科医療機関」の項目が追加されたのはなぜですか。 ..	6
Q.26 平成30年4月から「介護医療院」*が創設されましたが、病院又は診療所の療養病床から「介護医療院」に転換した場合は医療施設調査の対象に含まれますか。 ..	7
Q.27 医療施設調査の対象であった病院又は診療所の療養病床が「介護医療院」に転換した場合は調査対象から外れるとのことですですが、今後このような施設に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。 ..	7
Q.28 医療施設動態調査における「開設者の変更」とはどのような場合をいうのですか。 ..	7
Q.29 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とはどのような場合をいうのですか。 ..	8

Q.1 「医療施設静態調査」と「医療施設動態調査」は何が違うのですか。

A.1 「医療施設静態調査」は全医療施設の詳細な実態を把握することを目的として3年に一度実施しています。調査の対象は調査時点で開設している全ての医療施設になります。

一方、「医療施設動態調査」は医療施設より提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき、毎月実施しています。調査の対象は開設・廃止等のあった医療施設になります。

Q.2 施設数及び病床数の「人口 10 万対」とはどういう意味ですか。

A.2 人口 10 万人あたりで、どのくらいの施設数及び病床数が存在するのかを表しています。百分率ではないため、100 を超える場合もあります。

$$\text{施設数 (人口 10 万対)} = \text{施設数} \div \text{推計人口} \times 100,000$$

$$\text{病床数 (人口 10 万対)} = \text{病床数} \div \text{推計人口} \times 100,000$$

Q.3 従事者数の「常勤換算」とはどういう意味ですか。

A.3 従事者について、その医療施設の通常の 1 週間分の勤務時間で考えたときに、その職務の人が何人いるかを表しています。

下記の計算式により算出しています。

$$\text{常勤換算} = \text{従事者の 1 週間の勤務時間 (残業は除く)}$$

$$\div \text{医療施設で定めている常勤者の 1 週間の勤務時間}$$

Q.4 医療施設調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。

A.4 事務処理基準については「医療施設静態調査実施要領」及び「医療施設動態調査実施要領」としてまとめた冊子を作成し、調査協力機関である都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所にそれぞれ配布しています。

Q.5 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。

A.5 提出期限までに調査票が提出されない場合は、厚生労働省から都道府県などの調査協力機関を通じて、保健所等から呼びかけを行うこととしています。

Q.6 医療施設静態調査では、調査対象施設の名簿情報としてどのようなものを使用していますか。

A.6 名簿情報としては、過去の医療施設調査の情報を基に更新・整備している「医療施設基本ファイル」を使用しています。

なお、調査の実施に際して事前に用意される「医療施設基本ファイル」の情報と実際の調査日時点における施設情報には差異が生じることがあります。医療施設静態調査では、10月1日現在で開設している全ての医療施設を調査対象として調査票が作成・提出されることから、調査実施時期の正確な施設情報（抽出調査でいうところの「目標母集団」）として把握されています。

Q.7 調査票に回答が記載されていなかったり、記載内容に矛盾や外れ値があったりした場合、どのように集計されますか。

A.7 回答がない場合や記入内容に矛盾や外れ値があった場合は、厚生労働省から都道府県などの調査協力機関を通じて医療機関へ照会を行ったり、一定の整理のもと補足訂正を行ったりした上で集計を行います。

Q.8 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。

A.8 調査対象施設数とオンラインによる回答施設数は下記のとおりです。

【令和2年医療施設静態調査】

(調査対象施設数) (うちオンライン回答施設数)		
病院	8,263 施設	5,428 施設
一般診療所	104,197 施設	25,048 施設
歯科診療所	68,757 施設	10,214 施設

Q.9 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。

A.9 厚生労働省へ提出された調査票(紙)からデータを作成する際は、必ず担当者を替えての再度入力を行うことを委託業者に義務づけています。

またオンライン調査票の場合は、医療機関の方が調査票に入力した後、データチェックを行うことで入力エラーを防ぐ仕組みとなっています。

目次に戻る 

Q.10 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないよう、何か対策をしていますか。

A.10 医療施設静態調査では、調査対象となる医療施設に調査票の作成方法を記載した「調査の手引き」を配布し、提出された調査票の審査を行う都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所には審査内容を記載した「医療施設静態調査実施要領」を配布して、調査票作成者や審査担当者の経験や質によって回答に誤差が生じないようにしています。

Q.11 医療施設静態調査で調査している検査等の実施状況の「患者数」と社会医療診療行為別統計で集計している検査の「実施件数」及び「回数」の違いは何ですか。

A.11 医療施設静態調査の検査等の実施状況の「9月中の患者数」は、1か月の間に当該検査について診療報酬上の算定をした患者の数になります。（診療報酬の請求をしていない施設において同等の検査を実施した場合を含みます）

一方、社会医療診療行為別統計における検査の「実施件数」は当該検査を実施したと記載のある6月審査分（1か月分）の診療報酬明細書の枚数になります。明細書は1か月ごとに1人1枚作成されますが、外来患者が当月中に同一医療機関に入院した場合には明細書は入院外で1枚、入院で1枚作成されるので、患者数の参考としてみる場合には注意が必要です。

「回数」は診療報酬上、当該検査を算定した回数となります。

Q.12 医療施設静態調査では、どのような行政記録情報が用いられていますか。

A.12 医療施設調査では 以下に示す項目について、厚生労働省が保有する行政記録情報を用いて、集計・表章を行っています。

- 「特定機能病院」
- 「災害拠点病院」
- 「救命救急センター」
- 「開放型病院」
- 「在宅療養支援病院」
- 「地域医療支援病院」

Q.13 令和2年医療施設調査で病院票、一般診療所票及び動態調査票の「診療科目」の一部の項目が変更されたのはなぜですか。

A.13 平成29年9月に開催された日本神経学会理事会の決定を踏まえ、「神経内科」を「脳神経内科」に変更しました。計上される数値に変更はありません。

Q.1 4 令和2年医療施設静態調査で「受動喫煙対策の状況」の一部の項目が変更されたのはなぜですか。

A.1 4 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行により、医療施設を含む第1種施設において原則敷地内禁煙となったためなるため、その実態を把握できるよう調査項目を変更しました。

◇受動喫煙対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

Q.1 5 令和2年医療施設静態調査で「医療安全体制」に「医療放射線安全管理」の項目が追加されたのはなぜですか。

A.1 5 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号）の施行により、診療用放射線に係る安全管理体制が医療安全の一部として含まれることになったため、追加しました。

Q.1 6 令和2年医療施設静態調査で病院票の「科目別医師数（常勤換算）」を把握する項目が削除されましたが、今後このような科目別医師数に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。

A.1 6 「科目別医師数（常勤換算）」については、記入者負担の軽減を図るために調査項目より削除しました。

なお、厚生労働省の行政記録情報から作成している「医師・歯科医師・薬剤師統計」において、2年おきの傾向を把握することができます。

ただし、時点（周期）、調査（集計）対象及び項目などが異なっているため、本調査結果との年次比較はできない点に留意する必要があります。

◇医師・歯科医師・薬剤師統計

e-Stat 政府統計の総合窓口

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450026&tstat=000001135683&cycle=7&tclass1=000001135684&tclass2=000001135686&tclass3val=0>

※「第4表 医療施設従事医師・歯科医師数の年次推移、主たる診療科、病院一診療所別」などを参照

Q.17 令和2年医療施設静態調査で病院票の「緩和ケアの状況」の「(再掲) 新規依頼患者数」を「(再掲) 新規介入患者数」に変更されたのはなぜですか。

A.17 「(再掲) 新規介入患者数」については、緩和ケアの依頼にとどまるものは含めず、依頼を受けて実際に介入（対応）した患者数を記入することが文言のみで認識できるよう表記を変更しました。

Q.18 令和2年医療施設静態調査で病院票および一般診療所票の「手術等の実施状況」に「帝王切開を除く無痛分娩（再掲）」の項目が追加されたのはなぜですか。

A.18 今後の無痛分娩の安全な提供体制の構築に向けて、帝王切開を除いた無痛分娩の件数の実態を把握するため、追加しました。

Q.19 令和2年医療施設静態調査で病院票および一般診療所票の「検査等の実施状況」で「CT」を細分化したのはなぜですか。

A.19 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の施行により、地域における外来医療に係る医療提供体制の確保の1つとして、医療機器の配置状況、活用状況の把握に資するため、CT機器の高度化による項目を細分化しました。

◇医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kinkyu/index.html

Q.20 令和2年医療施設静態調査で病院票および歯科診療所票の「歯科設備」の項目を変更したのはなぜですか。

A.20 今後の歯科医療提供体制を検討するにあたり、「歯科用CT装置」および「手術用顕微鏡」の把握が必要なため追加し、その他の項目については記入者負担を考慮し、整理しました。

Q.21 令和2年医療施設静態調査で病院票および一般診療所票の「従事者」で「公認心理師」の項目を追加したのはなぜですか。

A.21 公認心理師法（平成27年法律第68号）の施行により「公認心理師」を追加しました。

◇公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

Q.22 令和 2 年医療施設静態調査で歯科診療所票の「技工物作成の委託の状況」で項目を変更したのはなぜですか。

A.22 国内での委託の状況について、より詳細に実態を把握するため、変更しました。また、記入者負担を考慮し、国外については委託の有無のみとしました。

Q.23 令和 2 年医療施設静態調査で歯科診療所票の「歯科技工室」を削除したのはなぜですか。

A.23 歯科技工室の設置状況については、過去の調査結果に大きな変化はなく、大まかな傾向が把握できたため削除しました。

Q.24 令和 2 年医療施設静態調査で歯科診療所票の「歯科用アマルガムの保有状況」を削除したのはなぜですか。

A.24 「水銀に関する水俣条約」（平成 25 年 10 月採択）で歯科用アマルガムが削減対象となつたことに伴い、使用状況を把握するために平成 26 年調査から追加しましたが、平成 28 年から診療報酬でも評価されなくなり、政府としても使用しない方向となつたため削除しました。

Q.25 令和 2 年医療施設静態調査で病院票に「歯科訪問診療の受け入れの有無」の項目が追加されたのはなぜですか。また、歯科診療所票の「在宅医療サービスの実施状況」を「医療保険等による在宅サービス」と「介護保険による在宅サービス」に項目を細分化し、さらに「介護保険施設の協力歯科医療機関」の項目が追加されたのはなぜですか。

A.25 介護保険施設における口腔関連サービスの提供が利用者の健康状態の維持につながることが介護給付費分科会においても着目されており、それらの実施状況をより詳細に把握するため、項目を追加、細分化しました。

◇介護給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html

Q.26 平成30年4月から「介護医療院」*が創設されましたが、病院又は診療所の療養病床から「介護医療院」に転換した場合は医療施設調査の対象に含まれますか。

A.26 医療施設調査の対象であった病院又は診療所の療養病床が「介護医療院」に転換した場合は、調査の対象から外れることになります。

医療施設である病院又は診療所の療養病床のうちの介護療養病床については、介護保険法による「介護療養型医療施設」に指定されています。

「介護医療院」に転換した場合は医療施設でなくなるほか、介護保険法上は「介護療養型医療施設」から「介護医療院」へ変更となります。

*介護医療院とは、平成30年4月1日に施行された介護保険法上の新たな介護保険施設で、医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設です。

Q.27 医療施設調査の対象であった病院又は診療所の療養病床が「介護医療院」に転換した場合は調査対象から外れるとのことですですが、今後このような施設に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。

A.27 厚生労働省では、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とした調査として、「介護サービス施設・事業所調査」を毎年実施しております。「介護医療院」については、平成30年調査より調査対象とし、定員や従事者数等について把握することができます。

「介護サービス施設・事業所調査」については、以下のリンク先を参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>

Q.28 医療施設動態調査における「開設者の変更」とはどのような場合をいうのですか。

A.28 医療施設動態調査における「開設者の変更」とは、診療機能が継続されている状態で開設者が変更になった場合をいいます。

医療施設の継続性を捉え、変更前・変更後の開設者の状況を把握することで、開設者が個人から医療法人へ移行しているなどの傾向をみることができます。

Q.29もご参照ください。

目次に戻る 

Q.29 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とはどのような場合をいうのですか。

A.29 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とは、医療法に基づいて「開設届」及び「廃止届」が提出され、厚生労働省に「開設」及び「廃止」の調査票が提出された場合をいいます。

ただし、Q.28で説明している「開設者の変更」の場合は、医療法上は、「廃止届」及び「開設届」が提出されますが、医療施設動態調査では、「変更」として取り扱っており、「廃止」及び「開設」には含まれません。